

7監総第758号

令和8年1月29日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月5日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、校長が職場環境整備等の措置を講じていれば訴訟には至らなかつたのであるから、都が訴訟対応として弁護士費用を支出することは違法・不当であるとして、必要な是正措置等を講ずるよう求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人が提起している訴訟について確認したところ、職員が代理人として対応している訴訟であるため、弁護士費用の支出はなく、請求人が主張する財務会計上の行為自体が存在しないことを確認した。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。